

東京都自立生活センター協議会(TIL)

# パートタイム・有期雇用労働法 学習会

～同一労働・同一賃金とは何か！～

2021年4月から、「パートタイム・有期雇用労働法」が中手企業にも適用されました。厚労省のパンフレットによれば、この法律の目的は「同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくす」ことです。ではこの「不合理な待遇の差」とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。またもしそれがあった場合、どのように是正していけば良いのでしょうか。労働関連法とその運用に詳しい社会保険労務士の方をお招きして、皆さんと一緒に学びたいと思います。

日時：2021年5月6日（木）14:00～16:00（13:30開場）

場所：Zoom（オンライン会議システム）

\*Zoomにアクセスするリンクは開催前日までにお知らせします

講師：和田 満 氏

（和田社会保険労務士事務所所長、特定社会保険労務士）

参加費：無料

参加申込締め切り：4月28日（水）

\*WEB参加申込フォーム

<https://forms.gle/Z1LXhMpZGb24Qgvd7>

（以下のQRコードからアクセスできます）

もしくは参加申込書をご利用ください。



皆様のご参加をお待ちしております！

連絡先：東京都自立生活センター協議会(TIL)

電話：042-540-1844

E-メール：[til\\_jimukyoku@yahoo.co.jp](mailto:til_jimukyoku@yahoo.co.jp)

# パートタイム・有期雇用労働法 学習会 参加申込書

参加申込締め切り：2021年4月26日（月）

ふりがな お名前	
ご所属	
電話番号	
メール アドレス	
その他 質問事項など	

返信先： TIL 事務局

(Eメール) [til\\_jimukyoku@yahoo.co.jp](mailto:til_jimukyoku@yahoo.co.jp)

または (FAX) 042-540-1845